

事 務 連 絡  
平成31年3月29日

各 会 員 様

公益社団法人福島県歯科医師会  
( 公 印 省 略 )

### 「水銀含有再生資源管理報告書」の記載例について

平素より本会の会務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年3月9日付け案内チラシおよび平成30年11月29日付け福歯発第495号にてお知らせのとおり、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」により、水銀含有再生資源管理者は、適正な管理と共に管理状況を国に報告する必要があります。

つきましては、本会におきまして、歯科医療機関における報告書記載例を作成し、ホームページの会員専用ページ（>医療管理委員会）に掲載しましたので、お知らせいたします。

なお、記載例はあくまで参考にとどめ、報告書作成の際には自院の実情に沿った内容を記載するようお願いいたします。

#### 記

#### **年度中に次のことを行った場合、国への報告が必要です**

- ① 歯科用アマルガムを業者に買い取ってもらった場合
- ② 業者に買い取ってもらう予定の歯科用アマルガムを管理（保有）していた場合
- ③ 処分方法が決定していない歯科用アマルガムを管理（保有）していた場合

- 報 告 先：厚生労働省医政局経済課 TEL. 03-3595-2421  
(〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2-2)
- 報告様式：本会HP（会員ページ>医療管理委員会）よりダウンロード
- 報告期日：2019年4月1日～6月28日（平成30年度管理分）

#### <留意事項>

- ・ 金属水銀や歯科用アマルガムを廃棄処分（マニフェスト発行）した場合には、この報告は不要です。
- ・ 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver2.0」が管轄省庁より出ておりますので、会員ページに掲載します。

（事務担当：齋藤 TEL024-523-3266）